

第1節 計画の推進について

(1) 計画内容の周知・啓発について

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進は、住民、ボランティア、関係団体、事業者、行政、社会福祉協議会が、具体的な実現に向けて協働して取り組んでいくものです。

計画に掲げる基本目標や具体的な取組内容を、より効果的・効率的に推進し、展開していくためには、住民一人ひとりが地域福祉の重要性や必要性を理解し、つながりを持ちながら、お互いに協力し合うことが必要です。

このことから、市の広報紙やホームページ上で計画内容を公表するとともに、日々の活動の中で機会あるごとに計画内容の広報啓発に努め、住民への周知を図ります。

(2) 協働による推進

地域福祉に関わる施策分野は、福祉、保健、医療のみならず、教育、就労、環境、防災、交通、住宅、まちづくりなど多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、庁内関係各課（所）との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、地域福祉を推進する上で、中心的な担い手である社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、校区社会福祉協議会、町内会、民生委員児童委員、高齢者相談員、老人クラブ、福祉関係事業者、学校、校区公民館、その他各種団体とも連携しながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

①住民の役割

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが、福祉に対する意識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持って、積極的に地域福祉活動に参画していくことが重要です。

地域において、支え合い、助け合う関係をつくっていくとともに、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、自分がすぐに取り組めることから、具体的な地域の活動へつなげていくことが期待されます。

そのため、さまざまな研修会や講座、地域活動、ボランティア活動に積極的に参加することが求められます。

第8章 計画の推進に向けて

②地域の役割

住民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとして、地域の役割が期待されます。そのため、住民への積極的な情報発信を行うとともに、町内会や各種団体間における交流と、行政や社会福祉協議会との一層の連携強化が求められます。

③行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政は住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進する責務があります。

行政が連携して横断的に取組内容を実施し、本計画の施策を推進していきます。

また、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえ、お互いに連携しながら協力できる体制の構築に努めます。

さらに、地域福祉への住民参画を促すために、参加への機会提供の充実に努めるとともに、各関係機関等との相談体制の強化や情報提供の充実などを図ります。

④社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、地域福祉活動計画を円滑に実行していく役割があります。

住民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを実現するため、住民をはじめとして、校区社会福祉協議会や町内会などの住民組織や、行政、老人クラブ、民生委員児童委員、高齢者相談員、医療・保健・福祉施設等との連携をより一層深め、地域で課題を解決する取り組みを進めます。

本会は、住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動を積極的に推進していきます。



第2節 計画の進行管理について

○計画の進行管理・計画の評価について

①人吉市地域福祉推進会議

「地域福祉計画」の各施策や事業について、各担当部署で構成する「人吉市地域福祉推進会議」が、地域福祉の取組内容の進捗状況の把握と自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

②人吉市地域福祉計画推進委員会

「地域福祉計画」における地域福祉の取り組みを効率的かつ継続的に推進していくために、福祉関係団体や福祉サービス事業者、学識経験者などを委員とする「人吉市地域福祉計画推進委員会」に、1年間の取組内容の進捗状況とその評価を報告するとともに、委員会からの意見も踏まえながら計画を推進します。

③人吉市地域福祉活動計画評価委員会

「地域福祉活動計画」の進捗の管理と評価については、企画財政部会と校区社会福祉協議会会長等で構成する「人吉市地域福祉活動計画評価委員会」を設置し、各年度終了後に進捗の確認と評価を行います。また、その結果を理事会及び評議員会に報告し、必要に応じて随時見直します。